

平成19年度

健全化判断比率 を公表します。

平成19年度決算に基づく4つの健全化判断比率の算定結果 (地方公共団体の財政の健全化に関する指標)

名寄市は、4つの指標いづれについても、早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

実質赤字比率

一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

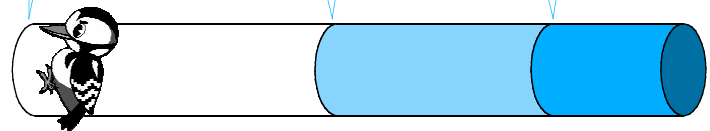
家計で言いかえると、年収に占める年間の赤字の割合を示したものです。

名寄市は赤字がありません

名寄市は「-」%
(赤字なし)

早期健全化基準
13.14%

財政再生基準
20.00%



実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す3年間の平均比率です。

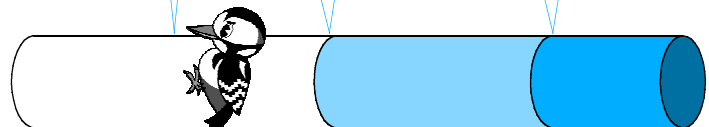
家計で言いかえると、年収に占める年間の借金返済額の割合を示したものです。

名寄市は18.9%でした。
今後もより一層、公債費の適正管理に努めていく必要があります。

名寄市は
18.9%

早期健全化基準
25.00%

財政再生基準
35.00%



名寄市は道内35市中27番目に位置しています(速報値)

名寄市の健全化判断比率・資金不足比率について

名寄市の平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも早期健全化基準を下回っており、堅実な財政運営に努めてきた結果が反映されたものとなっています。

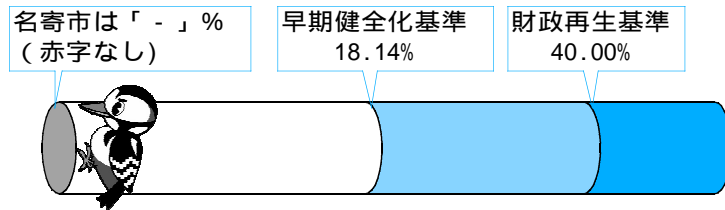
しかし、実質公債費比率については、地方債協議制・許可制の基準となる18.0%を超えておりますので、公債費負担適正化計画などの各種計画に基づき、歳入歳出の両面からの見直しを進め、適正な公債管理に努めてまいります。

また、将来負担比率については、この比率が高い場合、大きな将来負担を抱えているということになり、財政運営上の問題が生じてくるので、新規事業の抑制など新たな起債(借金)を極力減らしていく必要があります。

今後も、過疎化や少子高齢化などの進行により、市税や地方交付税などの歳入の減少が予想されますので、「新・名寄市行財政改革推進計画」に基づき、スピード感をもって行財政改革に取り組んでまいります。

各自治体の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」(以下、財政健全化法といいます。)が平成19年6月に公布されました。これにより全ての地方公共団体において平成19年度決算から財政状況を把握するために、4つの健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられました。

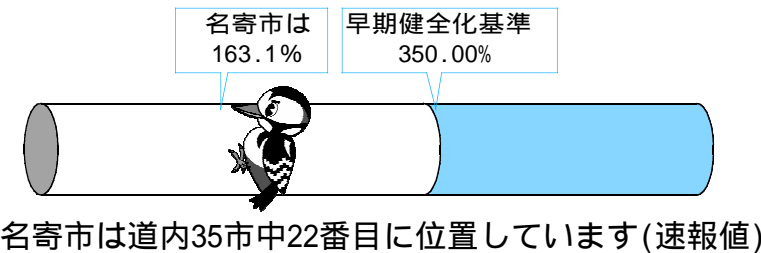
名寄市は赤字がありません



連結実質赤字比率

名寄市の全会計の赤字や黒字を合算し、市としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

名寄市は163.1%でした。今後もより一層、財政健全化を目指していく必要があります。



将来負担比率

名寄市の普通会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度で指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。

家計で言いかえると、負債残高が年収の何年分に相当するかを示した割合です。

早期健全化基準は黄色信号！ 財政再生基準は赤信号！！！！

それぞれの地方公共団体が公表する4つの指標の1つでも、財政健全化法で定める「早期健全化基準」を超えると、財政の健全性が黄色信号としての「早期健全化団体」になり、さらに比率が悪化し「財政再生基準」を超えると、赤信号としての「財政再生団体」として財政健全化法に基づく取り組みが義務付けられます。

具体的には、

早期健全化団体...市議会の議決を経て、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政健全化に取り組むこととなります。

財政再生団体...市議会の議決を経て、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に取り組むこととなります。

平成19年度決算に基づく資金不足比率の算定結果 (地方公営企業の経営の健全化に関する指標)

「資金不足比率」とは？

資金不足比率とは各会計の事業の規模に応じた資金の不足額の比率を言います。

平成19年度決算では右に掲げている各会計とも資金不足額がないため、資金不足比率はありません。(資金不足額がないため、資金不足率は「-%」と表示しています)

特別・企業会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	- %
病院事業会計	- %
簡易水道事業会計	- %
公設地方卸売市場事業会計	- %
食肉センター事業会計	- %
下水道事業会計	- %
個別排水処理施設整備事業会計	- %